

**訪問介護における「通院等のための乗降介助」についての相談シート**

※裏面のフローチャートで確認の上、下記に必要事項を記入後、居宅サービス計画書第1～3表を添えて、提出してください。

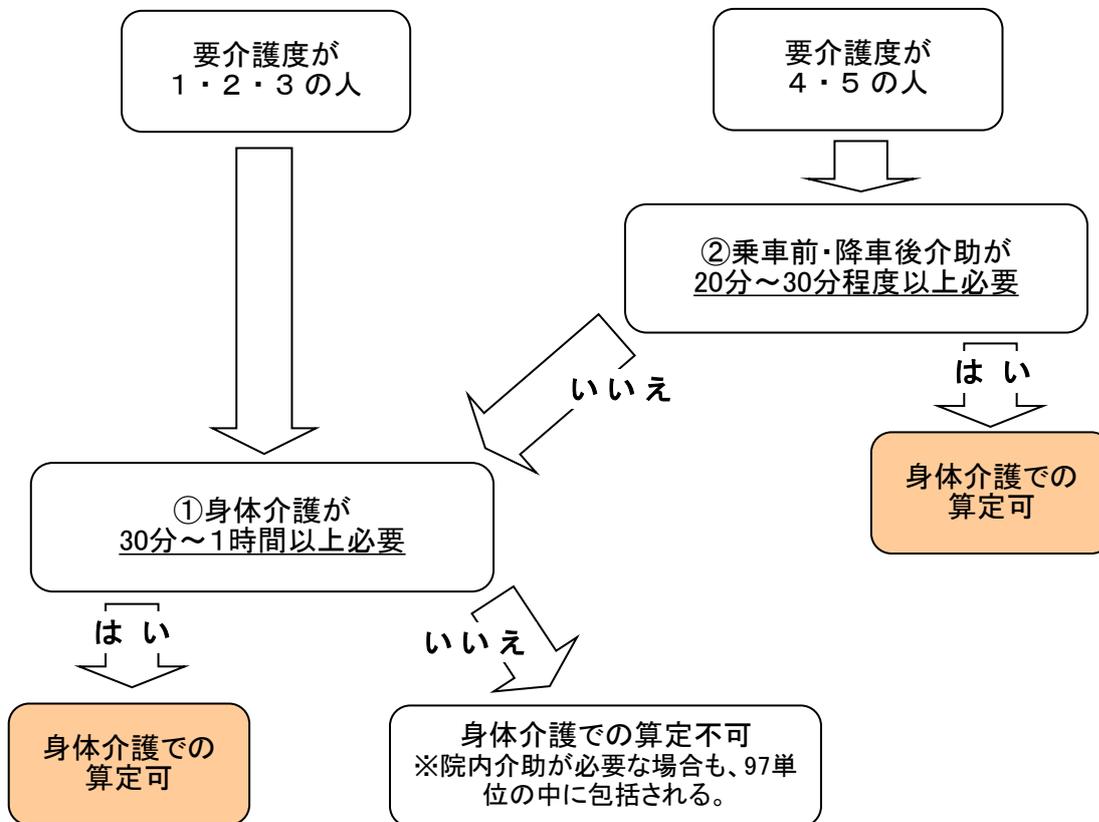
事業者名		相談者名 (被保険者との続柄)	( )
事業所TEL番号		事業所FAX番号	
被保険者番号	フリガナ		( 歳)
	被保険者名		
介護度	介護 1・2・3	障害度	自立・J・A・B・C
	介護 4・5	認知度	自立・I・II・III・IV・M
家族の状況	独居・高齢者世帯・同居家族あり・別居家族あり・その他( )		
同居家族がいる場合、同居家族の状況	続柄	名前	年齢
			介護度・障害・疾病・家事ができない理由等
目的地 (病院名・受診科など具体的に)			

自宅	① 身体 介護	② 乗車 前 介助	③ 乗車 介助	④ 運 転 中	③ 降 車 介助	⑤外出先(院 内や施設内) の介助	③ 乗 車 介助	④ 運 転 中	③ 降 車 介助	② 降 車 後 介助	① 身 体 介 護
----	---------------	--------------------	---------------	------------------	-------------------	-------------------------	-------------------	------------------	-------------------	------------------------	-----------------------

①居宅における外出に直接関連しない身体介護	不要・必要 ⇒ 所要時間( )分
*身体介護の内容	入浴介助・食事介助・その他( )
②乗車前・降車後の介助	不要・必要 ⇒ 所要時間( )分
*介助の内容	排泄介助・整容・着替え・受診準備・その他( )
③乗車・降車の介助	不要・必要 ⇒ 所要時間( )分
*介助の内容	声かけ・手を引く・見守り・その他( )
④運転中(乗車中)の介助	不要・必要 ⇒ 所要時間( )分
*座位保持の状況	できる・自分の手で支えればできる・支えてもらえればできる・できない
⑤外出先(院内や施設内)の介助	不要・必要 ⇒ 所要時間( )分
	うち、直接介助に関わる時間( )分
*介助の内容	院内での移動介助・排泄介助・その他( )

『「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について』  
 (平成15年5月8日老振発第0508001号・老老発第0508001号)より

### ◆通院等乗降介助(97単位)と身体介護の算定について



自宅	① 身体介護	② 乗車前介助	③ 乗車介助	④ 運転中	③ 降車介助	⑤ 外出先（院内や施設内）の介助	③ 乗車介助	④ 運転中	③ 降車介助	② 降車後介助	① 身体介護
----	--------	---------	--------	-------	--------	------------------	--------	-------	--------	---------	--------

※『①身体介護』とは、入浴介助、食事介助など、外出準備にあたらぬ介助のこと。

### ◆病院内での移動等の介助について

基本的には院内のスタッフにより対応されるべきですが、対応できない場合、訪問介護で

- ・通院・外出介護(身体介護)
- ・通院等乗降介助(97単位)

いずれかの利用があれば、介護保険で算定できます。

ただし、下記の点に注意してください。

- ・単に付き添っているだけで、介助をしていない時間は除きます。
- ・診察室の中など、医療保険が算定される部分の介助は、介護保険での算定はできません。
- ・病院内単独での利用は居宅におけるサービスとはいえませんので算定できません。
- ・通院等乗降介助(97単位)利用の人は、院内介助も97単位の中に含まれます。  
 (院内介助の必要性だけで、身体介護の算定ができるわけではありません。)